

政令第 号

国土交通省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項及び第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中「二十二人」を「二十三人」に改める。

第二十一条第一項中「十九人」を「十八人」に改める。

第三十六条中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改める。

第三十七条中第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 国土交通省の所掌事務に関する交通に関する事故に係る救済に関する事務の総括に関すること。

第四十条（見出しを含む。）中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改め、同条第一号イ中「必要な」の下に「これらの者の移動又は施設の利用に係るバリアフリー（これらの者の日常生活又は社会生

活における移動上又は施設の利用上の支障を除去することをいう。)に資する施策の実施その他」を加え、同条中第三号を削り、第四号を第三号とする。

第四十三条第三号中「安心生活政策課」を「バリアフリー政策課」に改める。

第六百六十四条第二項中 「空港業務課」 「首都圏空港課」 を 「首都圏空港課」 「近畿圏・中部圏空港課」 に改める。

第六百六十六条第四号を次のように改める。

四 空港等の設置及び管理に関する事務のうち、空港等を活用した地域の振興に関すること。

第六百六十六条中第五号を第七号とし、第四号の次に次の二号を加える。

五 空港等の周辺における航空機の航行により生ずる騒音等による障害に関すること。

六 前二号に掲げるもののほか、空港等の設置及び管理に関すること（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）。

第七百七十一条を削り、第七百七十二条を第七百七十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

(近畿圏・中部圏空港課の所掌事務)

第一百七十二条 近畿圏・中部圏空港課は、近畿圏及び中部圏内の空港等の設置及び管理に関する事務（安全部及び他課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

第一百八十三条中第五号を第八号とし、第二号から第四号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 北海道総合開発計画の企画及び立案に必要な調査に関する事務のうち、アイヌ施策（アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（平成三十一年法律第十六号）第二条第二項に規定するアイヌ施策をいう。次号及び第四号において同じ。）に係るものに関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

三 北海道総合開発計画の推進に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

四 北海道総合開発計画に基づく事業に関する関係行政機関の経費の見積りの方針の調整に関する事務のうち、アイヌ施策に係るものに関する事（他課の所掌に属するものを除く。）。

第一百八十九条第三号中「調整並びに」を「調整（総務課の所掌に係るものを除く。）及び」に改める。

附 則

この政令は、令和三年四月一日から施行する。

理由

- ・ 国土交通省の所掌事務の的確な遂行を図るため、新たに大臣官房に審議官を一人追加し、航空局に近畿圏中部圏空港課を置く等の必要があるからである。